

前回までの協議を踏まえた仮置き条文

※網掛け部分は加筆部分、二重線部分は削除部分

【前文】

近年、自治体が負うべき責任と果たすべき役割はますます重要になっている。その中であって、議会は、市長とともに二元代表制の一翼を担っており、憲法が規定する地方自治の本旨にのっとり市民全体の福祉の向上と地域社会の活力ある発展に尽くす使命がある。

そのために、議事機関である議会及び議決権を持つ議員は、執行機関と健全な緊張関係を保ちながら監視機能を十分に発揮し、多様な民意を反映しながら政策立案機能の向上を図る必要がある。時代に即応した議会運営の刷新も求められている。

大和市議会は、数度にわたる議会改革の協議を経て市民に開かれた議会運営に努めてきたが、更に、市民の負託信託に的確に応える議会と議員のあり方を明確にするため、ここに議会基本条例を制定するものである。大和市議会及び議員は、この条例を指針として不断の努力を重ねることを決意する。

【目的】

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下での議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上と公正で民主的な市政の推進に寄与することを目的とする。

【議会の役割、活動原則】

（議会の役割）

第2条 大和市民の意思は、議会によって代表される。

2 議会は、議事機関として次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 市長その他の執行機関の施策や事務の執行について、監視及び評価を行うこと。
- (2) 市政に関する調査研究を通じて、政策立案及び政策提言を行うこと。
- (3) 意見書や決議等により、国等へ意見表明を行うこと。

（議会の活動原則）

第3条 議会は、前条に定める役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議会活動の公正性及び透明性を確保すること。
- (2) 議案等の審議及び審査の内容について、市民への説明責任を果たすこと。
- (3) 市民の多様な意見を踏まえ、十分な討議のもとに議会運営を行うこと。
- (4) 議会の役割を不断に追求し、議会の改革に取り組むこと。

【議員の責務、活動原則】

（議員の活動原則）

第4条 議員は、市民の代表として、言論が議会活動の基本であること及び議会が合議制の機関であることを認識し、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議員相互の言論を尊重するとともに、討議を推進すること。
- (2) 市民生活に関わる課題について、市民の多様な意見の的確な把握に努めること。
- (3) 市民全体の福祉の向上を目指して、積極的に政策立案及び政策提言を行い、行政監視に努めること。
- (4) 自らの議員活動について、積極的に情報提供を行うこと。
- (5) 自らの資質の向上を図るため~~不断~~の研鑽に努めること。

(議員の政治倫理)

第5条 議員は、**市民**の代表として、重大な使命を有しており、~~及び~~高い倫理的義務が課せられていることを深く認識し、品位の保持及び政治倫理の向上に努めなければならない。

【会派の形成】

(会派)

第6条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。
- 3 会派は、議会の円滑な運営に努めるとともに、政策立案及び政策提言に関し、他の会派等との合意形成に努めるものとする。
- 4 議会は、議員が会派に属さないことで不利益をこうむることがないように努めるものとする。

【市民参加、説明責任】

(**市民**参加) ※第1項、旧第2項の削除、第4項再協議

第7条 ~~議会は、**市民**参加の機会を確保するよう努めなければならない。~~

- 議会は、**市民**参加の推進に努めなければならない。
 - 議会は、必要に応じて**市民**参加の機会を設けるものとする。
 - 議会は、**市民**参加の機会や参加手段の向上に努めなければならない。
- 2 議会は、休日や夜間あるいは地域に出向いて会議を開催するなど、**市民**の参加手段の向上に努めるものとする。
- 2-3 議会は、**市民**の意見及び知見を審査等に反映させるため、公聴会及び参考人制度の活用を努めるものとする。
- 3-4 議会は、請願者や陳情者に、委員会において委員長の許可の下に意見陳述等を行う機会を設けることができる。
- 4 議会は、地域に出向いて議会報告会や意見交換会を開催するものとする。
- 議会は、地域に出向いて議会報告会や各種団体やサークルとの意見交換会を開催するものとする。
 - 議会は、地域に出向いて議会報告や意見交換を行うことができる。
 - 議会は、地域に出向いて意見を聴くことができる。

【会議や情報の公開】

(会議及び情報の公開) ※第1項再協議

第8条 { (すべての) 会議
本会議及び委員会 } は、原則として公開とする。

2 議会は、会議録の公開など情報の積極的な提供に努めるものとする。~~インターネット等で会議を中継するほか、情報を積極的に公開する。~~

3 議案に対する議員の審議結果賛否結果は公開するものとする。

~~4 議会は、地域に出向いて議会報告会や意見交換会を開催するものとする。~~

【議会の会期】

~~(議会の会期) ※議員登庁日について再協議~~

~~第〇条 議会の会期は、通年とする。~~

~~2 定例日は、毎年3月、6月、9月及び12月を常例とする。~~

【議会と市長との関係】

(議会と市長等との関係)

第9条 議会は、二元代表制の下にある議事機関として、市長その他の執行機関と緊張ある関係を保つものとする。

【行政政策等の形成過程の説明、行政評価】

(市長による政策の形成過程の説明) ※委員1名反対。見出しは検討。

~~第〇条 議会は、市長が提案する重要な計画、政策、事業等について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について政策等の形成過程の説明を~~

~~求めるものとする。~~

~~求めることができる。~~

~~(1) 政策等の背景と経緯~~

~~(2) 検討した他の政策案の内容~~

~~(3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討~~

~~(4) 総合計画における根拠又は位置づけ~~

~~(5) 関係する法令及び条例等~~

~~(6) 政策等の実施に係る財源措置~~

~~(7) 将来にわたる政策等のコスト計算~~

~~(8) 市民参加の実施の有無と内容~~

第10条 議会は、重要な計画、政策、事業等について、市長に対し十分な説明を求めるものとする。

2 市長は、予算又は決算を議会に提出するに当たっては予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たっては、施策別又は事業別の説明資料を作成するよう努めるものとする。

(行政評価) ※再協議

~~第〇条 議会は、議会として行政評価を行う。~~

~~2 市長等は、評価結果を予算に反映させるよう努めるものとする。~~

第11条 議会は、議会として行政評価を行うことができる。

~~(議会への説明等)~~

~~第〇条 市長等は、予算編成方針を定め、若しくは予算を調製したとき、又は総合計画等の重要な政策若しくは施策について、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、若しくは変更したときは、議会にそれらの内容を説明し、意見を聞くよう努めるものとする。~~

~~2 市長は、予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たっては、施策別又は事業別の説明資料を作成するよう努めるものとする。~~

~~3 市長等は、予算の調製又は総合計画等の重要な政策若しくは施策の作成若しくは変更に当たっては、関連する条例の制定目的又は関連する決議に含まれる議会の政策提言の趣旨を尊重するものとする。~~

(議決事件の追加) ※再協議

~~第〇条 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。~~

- ~~(1) 総合計画の策定又は変更~~
- ~~(2) 市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向性を定める長期にわたる計画又は指針（行政内部の管理に係る計画又は指針を除く。）の策定又は変更~~

第12条 議会は、議事議決機関としての機能強化のため、地方自治法第96条

第2項の規定により { 積極的に
必要に応じて } 議決事件の追加を検討するものとする。

第12条 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の基本構想の策定又は変更
- (2) 市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向性を定める長期にわたる計画又は指針（行政内部の管理に係る計画又は指針を除く。）のうち特に重要なものの策定又は変更
- (3) 前号において、議決事件の対象とする場合には、市長と協議の上、決定するものとする。

【分かりやすい議会運営】

(一般質問の方式) ※市側との意見交換後、再協議

第13条 本会議における一般質問（市の一般事務について、議長の許可を得て行う質問をいう。次項において同じ。）は、一問一答の方式により行うことができる。

2 市長等（市長その他の執行機関及びその補助職員をいう。）は、一般質問に対し、議長の許可を得て、趣旨確認をすることができる。

(議長の活動原則) ※第2項、第3項 再協議

第14条 議長は、議会を代表し、公正な職務の執行に努めるとともに、民主的かつ活発な議論が行われるよう議会を運営するものとする。

- 2 議会は、議長の選出に当たり所信の表明を求めるものとする。
- 3 前2項の規定は、副議長においても同様とする。

【政策形成】

(政策形成等)

第15条 議会は、政策立案や調査研究に資するための組織をつくることのできる。

- 2 議会は、議員の議会活動を支援するため研修等の充実を図るものとする。

【政務活動費】

(政務活動費)

第16条 会派及び会派に所属しない議員は、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究及び政策提言を行うものとする。

- 2 会派及び会派に所属しない議員は、政務活動費を充てることができる経費の範囲に従い適正に執行し、常に市民に対して使途の説明責任を負うものとする。

【議会事務局】

(議会事務局)

第17条 議会は、議員の政策立案機能の向上のため、議員の議会活動を補佐する議会事務局の調査及び法務に関する機能の充実に努めるものとする。

【予算の確保】

(予算の確保)

第18条 議会は、市長に対し、二元代表制としての機能を充実するために必要な予算の確保を求めるものとする。

【議会図書室】

(議会図書室)

第19条 議会は、議員の調査研究に資するため、附設する議会図書室の資料等の充実に努めるものとする。

【議員定数】

(議員定数)

第20条 議員定数は、**市民**意見を反映するために必要な数を考慮して、別に条例で定める。

【議員報酬】

(議員報酬)

第21条 議員報酬の額は、**原則として**大和市附属機関の設置に関する条例(昭和33年大和町条例第9号)の規定に基づき設置された大和市特別職報酬等審議会の審議結果を受けて、別に条例で定める。

【議会と改革の監視機能】

(議会改革のための組織~~議会改革検討協議会~~)

第22条 議会は、議会活動の不断の評価と改革を行うため、必要に応じて議会改革のための組織~~議会改革検討協議会~~を設置することができる。

~~(2 議会改革検討協議会は、市民の参加を図るものとする。)~~

【条例の見直し】

(条例の見直し)

第23条 議会は、この条例が制定の目的に沿っているかを常に検証し、必要に応じて条例の見直しを行うものとする。

~~2 議会は、この条例を改正するときは、改正の理由を広く市民に明らかにしなければならない。~~

【制定時期】

附 則

この条例は、平成25年〇月1日から施行する。